

「クライメート・トランジション・ファイナンス基本方針（案）」に対する
海外機関からの主な御意見の概要及び回答

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
ICMA（国際資本市場協会）				
1	4	第2章 1. 2段目	<p>Developing a decarbonization roadmap for each sector could become very resource intensive. We recommend that Japan considers also referencing the existing and internationally accepted sectoral guidance such as SBTi, TPI and IEA's relevant scenarios. This is also the option taken by the ICMA CTF Handbook.</p> <p>脱炭素に向けたロードマップを業界別に策定することは、非常に労力を有するものであり、ICMAとしては、既存の国際的に認知されたSBTiやTPIなどのセクターがガイダンスやIEAの関連するシナリオを参照することを推奨する。これはICMAハンドブックにも記載がされている。</p>	<p>We plan to develop roadmaps utilizing the existing internationally accepted sectoral guidance including IEA's scenarios.</p> <p>IEAのシナリオなど、国際的に認知された既存の分野毎のガイダンスを活用して、経産省ではロードマップを策定する予定です。</p>
2	6	第2章 2. 9段目	<p>基本指針が対象とする金融手法について、ボンド、ローンの他、すべてのタイプの手法が対象になりうることを記載 （(and potentially to all types of financing)）</p>	<p>Note 8 states that there are other financial instruments that can be used as transition finance.</p> <p>ボンド、ローンの他、すべてのタイプの金融手法が対象になりうることについて注8で記載しています。</p>
3	6	第2章 2. 9段目	<p>【誤】 Sustainability-Linked Bond 【正】 Sustainability-Linked Loan</p>	<p>We will amend this part as suggested.</p> <p>ご指摘のとおり、英文を修正致します。</p>
4	8	第3章 2. (1) a)	<p>トランジションファイナンスの目的としてトランジション戦略の「実行」に加え、「実現にインセンティブを与える」ことを追加すべき。</p>	<p>We will amend this part as suggested.</p> <p>ご指摘を踏まえて、「トランジション戦略の実現または実現への動機付けを目的とすべき」と修正致します。</p>

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
5	8	第3章 2. (1) a)	パリ協定と整合した長期目標を組み込んだ戦略であることを強調するために、以下の文章を追加すべき。 "Such strategies should incorporate a long-term target to align with the goals of the Paris Agreement, relevant interim targets on the trajectory towards the long-term goal, disclosure on the levers towards decarbonization, and issuer's strategic planning."	We will amend this part as suggested while we will replace financier with issuer. 発行体を資金調達者と変えて、ご指摘のとおり「トランジション戦略はパリ協定の目標に整合した長期目標、中期目標、脱炭素化に向けた方策の開示と戦略的な計画を組み込むべきである。」を追加いたします。
6	8	第3章 2. (1) b)	化石燃料転換に関する国際市場や公式な業種別のタクソノミーが存在しないことを踏まえ、以下の点を燃料転換に関する記載に追記すべき。 "that achieves significant carbon and greenhouse gas reduction benefits while avoiding long-term lock-in effects"	We will amend to include that achieves significant carbon and greenhouse gas reduction benefits as suggested. The content after while is mentioned in note 23. ご指摘を踏まえ、「炭素、温室効果ガスの大幅な削減を達成する」を追加いたします。なお、ご指摘のうち後段の趣旨は脚注 23 に既に記載しております。
7	8	第3章 2. (1) c)	公正な移行について、ICMA ハンドブックでは考慮「すべき」として"should"としているため、合わせて修正すべき。	We discussed the importance of including just transition in the Basic Guideline in the Taskforce while noting this is not yet a deliberated notion in Japan therefore we chose "recommended". 公正な移行は日本ではまだ十分議論されていない概念ではあるものの、その重要性を検討会で議論した結果、「望ましい」と位置づけることにいたしました。
8	8	第3章 2. (1) 注釈9	トランジション・ファイナンスの対象として金融機関と SPC を含むことの説明文について、ICMA ハンドブックの Q&A と合わせ、自身や親会社、グループの戦略と整合しているべきとすべき。 "In such cases, a financier should articulate how the underlying projects or activities themselves fit into the fundraiser's strategy while, similarly, a subsidiary or an SPC should articulate its group's or its sponsors' strategy."	We will amend this part as suggested. 「金融機関がそのような活動を行う場合、自身の戦略を説明するのだけでなく、資金供給者は対象となるプロジェクトや活動が資金調達者の戦略にいかに関与するかを説明すべきである。また、同様に」に修正します。 なお、後半部分の修正指摘に関しては、子会社や SPC は自社でなく親会社やスポンサーの戦略を使用できる。ただし、自身がどのように親会社やスポンサーの戦略に寄与できるかを説明しなければならない。さらに、子会社や親会社自身が戦略を説明しない場合に、親会社やスポンサーが説明することも可能という趣旨であり、should を使うといずれかの方法に限定されるため、このままの表記とします。

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
9	9	第3章 2. (1) o)	独立したレビューについて、「客観的評価が必要される場合」に限らず推奨する。 "It is recommended that the fundraiser obtain an independent review, assurance and verification by an external organization for its transition strategy."	This part reflect Element 1 Provision of an independent technical review of an issuer's strategy may assist investors in developing a view regarding the credibility of the issuer's strategy insofar as it addresses climate change risk issues. 独立したレビューに関する記載は、ICMA ハンドブックの要素 1 を踏まえた記述です。
10	9	第3章 2. (1) p)	レビューについては、現在の記載事項を含む「べき」との記載に変更。 "Such review should include the following in connection with the transition strategy:	This part reflect Element 1 Provision of an independent technical review of an issuer's strategy may assist investors in developing a view regarding the credibility of the issuer's strategy insofar as it addresses climate change risk issues. 独立したレビューに関する記載は、ICMA ハンドブックの要素 1 を踏まえた記述です。
11	10	第3章 2. (2) b)	マテリアリティは事業セクターやビジネスモデルによって異なるため、ICMA ハンドブック同様に、マテリアリティの意味を特定せずに、発行体、評価機関、投資家に判断を委ねるほうが良いのではないか。	We will amend this part to reflect your intention. * They include activities that are environmentally material parts are considered to be business activities of the fundraiser that identifies climate change as part of its materiality. ご指摘を踏まえ、以下の修正を致します。 「(a)トランジション戦略の実現において、対象となる取組は、現在及び将来において環境面で重要となる中核的な事業活動 15 の変革に資する取組であるべきである。 注 15 気候変動を自社のマテリアリティの一つとして特定している資金調達者の事業活動を含む。）」
12	12	第3章 2. (3) d)	既存の科学的根拠に基づく、脱炭素化に向けたガイダンスは業種固有であり、地理的なレベルではない。また、国際的な方法論とカーボンバジェットの割り当てがない場合、業種別の脱炭素化に沿うことと地理的特性を考慮することには複雑なジレンマが存在する可能性がある。	While we are "taking into account geographic aspects", regional trajectory should be science based. This part refers to "-Nationally Determined Contributions (NDC) of countries aligned with the goals of the Paris Agreement, roadmaps by industry sector, industries set out plans that are science-based achieving the Paris Agreement and so on" 地域特性のある軌道も科学的根拠に基づくべきであり、地域特性や業種の違いを考慮しつつ、設定するものは、パリ協定の目標と整合的な各国の温室効果ガスの削減目標 (Nationally Determined Contributions: NDC) や業種別のロードマップ、パリ協定の実現に向けて業界等が定めた科学的根拠のある計画等を指しています。

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
13	12	第3章 2. (3) d)	「パリ協定の目標と整合」との表現について、“the goal of”を the Paris agreement の前に追加すべき	We will amend this part as suggested. ご指摘のとおり、「目標」を追加いたします。
14	13	第3章 2. (4) e)	公正な移行について、ICMA ハンドブックではその緩和に向けた支出を含む「べき」として“should”としているため、合わせて修正すべき。	We discussed the importance of including just transition in the Basic Guideline in the Taskforce while noting this is not yet a deliberated notion in Japan therefore we chose "recommended" 公正な移行は日本ではまだ十分議論されていない概念ではあるものの、その重要性を検討会で議論した結果、「望ましい」と位置づけることにいたしました。
15	2	第1章	ICMA が本基本指針を支持するメッセージを P2 の第 2 段落目に追加してはどうか。 「要請に基づき、ICMA は本基本指針にコメントを提供し、同時に本基本指針が ICMA ハンドブックに対して示した整合性を歓迎することを確認した。」	ご提案のとおり、追加いたします。